

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年十二月三日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土木関係手数料徴収条例（平成二十二年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一五の表一の項中

三三、〇〇〇

を

に改

三三、〇〇〇円。ただし、申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五百一十号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合にあつては、二六、五〇〇円

める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

提案説明

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に鑑み、宅地建物取引業免許等申請手数料の額を改定するため、この条例を定めようとする。